

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和三年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

山県郡北広島町有田字明神一一八五番三の一部、一一九二番二の一部、一一九八番三、一一九八番四、有田字中頼信一六九五番一、一六九五番二、一六九五番三、一六九五番四の一部、一六九七番一、一六九七番三、一六九七番四、一六九七番五、一七二三番、一七四番、一七一五番、一七一六番、一七二七番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山県郡北広島町有田一六五四番地

株式会社ニューハウス

代表取締役 金本 永肖